

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の目的

- 平成30年時点の子どもの相対的貧困率は13.5%で、約7人に1人の子どもが相対的貧困の状態にある。（厚生労働省「国民生活基礎調査」）
- 相対的貧困の現状を捉え、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

行政や地域から見えにくい「相対的貧困」

その社会のほとんどの人が、当たり前なもの、普通のこととしている生活ができない状態



2 計画策定の背景

「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月改正）

～日本の未来を担う子どもたちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～
 ≪ 目的 ≫

- 現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持つことができる社会をめざす
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的かつ早期に実施

≪ 基本的方針 ≫

- ① 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが夢や希望を持てる社会を目指す
- ② 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援
- ③ 支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭への配慮
- ④ 地方公共団体による取組みの充実

3 計画の位置づけ

4 計画の期間と対象

5 第1期計画期間の振返り

- (1) 指標の達成状況
- (2) これまでの主な取組みと成果

第2章 子どもを取り巻く状況

1 子どもに関連する状況

生活保護受給者数、児童扶養手当受給世帯数、就学援助認定者数 ほか

2 実態把握の方法

3 区における「生活困難層」の定義

生活困難層 令和2年度調査 12.8%（平成28年度調査 21.0%）

4 アンケート及びヒアリングからの分析

令和2年度実施のアンケート調査、令和3年度ヒアリング調査及び詳細分析の結果から抜粋

- (1) 経験・学力に関連する状況
 - ・ 授業理解度、自己肯定感、子どもの体験の状況 ほか
- (2) 生活・健康に関連する状況
 - ・ 世帯の収入・就労状況、抑うつ傾向、子どもの将来の夢の有無 ほか
- (3) 居場所・包摂に関連する状況
 - ・ 頼れる人の有無、父子世帯の状況、不適切な育児のリスク ほか
- (4) 複合課題を抱える世帯に関する状況
- (5) ヤングケアラーに関連する状況
- (6) 外国につながる世帯に関する状況
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響
- (8) 小5子どもアンケートにおける自由記述

5 2章のまとめ

- 平成28年度調査に比べ生活困難層の割合が低下した一方で、子どもを取り巻く環境が厳しくなっていると思われる結果がみられた。
- 授業理解度が低い子どもは、自己肯定感が低い傾向にみられた。
- 生活困難層やひとり親世帯の保護者は、気分障がい・不安障がいに該当する割合が高いことがわかった。
- 新型コロナウイルス感染症拡大により、生活困難層やひとり親家庭において世帯の月間収入が減少した割合が大きい。

6 施策展開の方向性

- 1章の計画策定の背景や2章の子どもを取り巻く状況として把握したことから、3章において「区のみめざす姿」、「4つの視点」を再検討し、これらをふまえ、3つの柱に沿って施策体系を定める。
- 地域と連携して、困難な状況に置かれた子どもや家庭に必要な支援を届けることができるよう、行動（アクション）に結びつくプランの策定をめざす。
- 行政等の包括的相談支援と地域づくりの両面から必要な環境整備を進め、重層的に子どもの貧困対策を推進する。

子どもが夢や希望を持つことができる地域共生社会の実現をめざす

第3章 施策の展開

1 区のみめざす姿

子どもたちの現在および将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、地域力を活かし 必要な環境整備と教育の機会均等を図り、孤立を防ぎ誰一人取り残すことがないよう 一人ひとりが夢や希望を持ち、未来を切り拓く力を身につけることをめざします。

2 計画の基本的考え方（4つの視点）

視点1 家庭、学校、地域、行政が「気づき・見守る」体制をつくる

- ◆ 子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、社会的包摂の考えのもと気づき・見守る体制づくりに連携して取り組む
- ◆ 子どもと保護者の孤立を防ぎ、地域社会との関わり・参加の機会を感じられる環境を整える

視点2 妊娠・出産期から社会的自立までを「切れ目ない支援」でつなぐ

- ◆ 支援が届かない又は届きにくい複雑・複合化した課題を抱える世帯に対しては、多様な支援ニーズを捉えて支援することに取り組む
- ◆ 子どもたちの健やかな成長を制度の狭間に陥ることがないように切れ目なく支援する

視点3 自己肯定感の育成と自立の支援により「貧困の連鎖を断ち切る」

- ◆ 子どもの学習支援や自己肯定感を高め、生きる力につながる活動への支援及び生活困難家庭等の支援を必要とする家庭への生活安定のための支援に取り組む

視点4 子どもの最善の利益を尊重した「包括的支援体制」をつくる

- ◆ 子どもの意見を尊重し、子どもが安全・安心に地域で暮らせるよう居場所づくりや信頼できる人に相談できるよう、区と地域が連携し、重層的に支援を展開する

3 施策の柱

柱1 経験・学力

柱2 生活・健康

柱3 居場所・包摂

4 施策体系 ※下図参照

5 おおた 子どもの生活応援プランの指標

- 6 重点事業・関連事業（柱1）
 - 7 重点事業・関連事業（柱2）
 - 8 重点事業・関連事業（柱3）
- 施策体系にもとづき、重点事業及び関連事業を掲載

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

裏面「推進体制図」参照

2 計画の推進に向けたそれぞれの役割

- 家庭の役割
- 学校の役割
- 地域の役割
- 行政の役割

3 計画の進捗管理

＜施策体系＞

柱1 経験・学力 子どもたちに良好な学習環境と多様な経験の機会を提供します	
1-1 子どもの学力保障・学習支援	① 学校教育を中心とした学力保障 ② 学校と地域が連携した学習支援 ③ 幼児教育の推進 ④ 特に支援が必要な子どもへの学力保障・学習支援の充実
1-2 子どもへの進学支援や就学継続のための支援	① キャリア教育 ② 生活困難家庭への支援 ③ 特に支援が必要な子どもへの支援
1-3 子どもへの経験機会の提供	① 生きる力を育む活動・体験機会の充実 ② 歴史・文化、スポーツを楽しむ機会の充実
柱2 生活・健康 子どもが健やかに成長するための暮らしに必要な環境を整えます	
2-1 子どもへの健康・医療支援	① 妊娠から子育て期への切れ目ない健康支援の推進 ② 子どもの医療に関する支援の推進 ③ 子どもの栄養確保、食育の推進
2-2 保護者への生活・子育て支援	① 子育て支援サービスの充実 ② 保護者の養育力の向上の支援 ③ 相談支援体制の充実 ④ 相談支援に関わる専門人材の育成
柱3 居場所・包摂 子どもと保護者が安らげる居場所や社会とのつながりを持てる場を提供します	
3-1 地域で見守る居場所づくり	① 子どもの居場所づくりの推進 ② 子育て家庭の居場所づくりの推進
3-2 特に支援を必要とする家庭への支援	① ひとり親家庭への支援 ② 生活困難家庭への支援 ③ 障がいのある子どもへの支援 ④ 外国にルーツのある子どもへの支援 ⑤ 不登校・ひきこもり状態にある子どもへの支援 ⑥ 虐待・ネグレクトを受けた子どもへの支援 ⑦ その他の複雑な課題を抱えた子どもへの支援
3-3 貧困の連鎖を断ち切るための支援	① 就労支援 ② 進学支援
3-4 地域ぐるみで支える支援体制づくり	① 区の包括的支援体制の構築 ② 地域活動団体の活動推進のための支援 ③ 関係機関との連携、地域ネットワークの形成の推進 ④ 地域における支援者の確保・育成 ⑤ 普及・啓発